

令和2年度 公文書開示状況（11月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2. 10. 26	R2. 11. 10	「令和2年度朝潮運河（勝どき二、四丁目）内部護岸建設工事（その1）」（02-00231）」及び「令和2年度月島運河（勝どき四丁目）内部護岸建設工事」の入札時の質問回答書、工程表及び工程算出根拠資料、仮設材の損料根拠資料、共通仮設費積上げの根拠資料	90	1														港湾局 東京港建設事務所 海岸整備課	
2	R2. 9. 16	R2. 11. 13	・カジノ業者との面談記録(H28～31) ・意見交換メモ（平成29年7月25日） ・意見交換メモ（平成29年12月8日） ・意見交換メモ（平成30年3月14日） ・意見交換メモ（平成30年3月18日） ・意見交換メモ（平成30年7月9日） ・対応メモ（平成30年10月11日） ・意見交換メモ（平成30年11月20日） ・意見交換メモ（平成30年12月20日） ・意見交換メモ（平成31年1月29日） ・意見交換メモ（平成31年2月26日） ・意見交換メモ（平成31年2月26日） ・意見交換メモ（平成31年2月26日）	85		1													・肩書、氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。（条例第7条第2号に該当） ・事業者名、事業者の発言内容、都の発言内容のうち事業者を特定できる内容は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等の競争上又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（条例第7条第3号に該当） ・都の発言内容のうち検討中の未成熟な内容は、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第5号に該当）また、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第6号に該当）	港湾局 総務部 企画計理課
3	R2. 11. 3	R2. 11. 16	31港経振第510号「東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則の施行について」の一部改正について	7	1														港湾局 港湾経営部 振興課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
4	R2.11.3	R2.11.17	平成30年9月19日付 30港経振第248号 平成31年2月20日付 30港経振第516号	53		1													・各「航行安全対策マニュアル」の本文及び別紙、30港経振第248号の別紙1「青海コンテナ埠頭第4号バースにおける入港依頼の詳細について」のうち、「2. 代表的な入港船舶」、「3. 船舶運航者」、「4. 投入航路」、「6. 検討対象船舶」の内容、30港経振第516号の別紙2「大井コンテナ埠頭の施設諸元及び航行安全対策マニュアルの策定状況一覧（平成30年10月現在）」のうち、「対象の載貨重量トン数」、「主な入出港条件」の内容は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報で、公にすることにより、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（条例第7条第3号に該当） ・法人の印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第4号に該当）	港湾局 港湾経営部 振興課
5	R2.11.6	R2.11.19	「令和2年度あけみ橋（P291橋脚）落橋防止システム設置工事」の ・工事費総括書・工事総括書・種別内訳書・代価明細表（S代価含む）・諸経費計算書	56	1														港湾局 東京港建設事務所 港湾整備課	
6	R2.11.10	R2.11.20	「平成31年度南海橋復旧詳細設計」（平成31年度4月17日見積 特命随契）の 設計成果品一式	12367	1														港湾局 東京港建設事務所 港湾整備課	
7	R2.11.11	R2.11.20	「平成29年度南海橋撤去工事（第5回設計変更）」（R2.10.29変更契約）の 変更工事設計概括書、変更工事費総括書、変更工事総括書、変更種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書	52	1														港湾局 臨海開発部 開発企画課	
8	R2.11.10	R2.11.24	「平成28年度南海橋詳細設計」の 設計成果品一式	9533	1														港湾局 東京港建設事務所 港湾整備課	